

生存訓練(個々の生存)

訓練内容	主な設備等			実技講習の場合、プール等下記の訓練が実施できる施設等の確保が必要
	救命胴衣	イマーシヨンスーツ	救命艇 救命筏	
1. 水中への安全な飛び込み	✓	✓		次のいずれにも該当すること。 ○ 三級海技士(航海)、三級海技士(機関)若しくはこれらの資格より上級の資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であること。 ○ 講師の知識及び能力の確保・維持のための研修(生存講習)を受講すること。(当該研修を受講する前に、生存講習を修了する必要あり)
2. 救命胴衣の着用	✓			
3. イマーシヨンスーツの着用と使用		✓		
4. 救命胴衣着用時の反転した救命筏の復正	✓		✓	
5. 救命胴衣を着用しての遊泳	✓			
6. 救命胴衣非着用での浮遊				
7. 救命胴衣着用での船舶及び水中から救命筏及び救命艇への乗り込み	✓			
8. 救命用の端艇及び筏の上での初期行動			✓	
9. シーアンカーの使用				
10. 救命艇・筏の備品の操作			✓	
11. 無線設備を含む位置を知らせる装置の操作				

消火訓練(防火及び消火)

訓練内容	主な設備	実技講習の場合、実際に火を扱える施設等の確保が必要			実技講習の講師
		持運式消火器	射水設備	呼吸具	
1. 各種持運び式消火器の使用		✓			次のいずれにも該当すること。 ○ 三級海技士(航海)、三級海技士(機関)若しくはこれらの資格より上級の資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であること。 ○ 講師の知識及び能力の習得・維持のための研修(消火講習)を受講すること。(当該研修を受講する前に、消火講習を修了する必要あり)
2. 自蔵式呼吸具の使用				✓	
3. 小規模火災の消火(例:電気火災、油火災、プロパン火災)		✓			
4. 大規模火災の水による噴射・噴射ノズルを用いた消火			✓		
5. 泡、粉末又は他の適切な化学薬剤による消火		✓			
6. 呼吸具非装着での命綱を用いた高膨張泡が入った区画への進入及び通過					
7. 煙が充満した閉鎖区域内での自蔵式呼吸具を装着しての消火活動		✓		✓	
8. 炎及び大量の煙の充満した居住区又は模擬機関室内における霧状水又は他の適切な消火剤による消火		✓	✓		
9. アプリケーターノズル及び噴霧ノズル又は粉末消化剤若しくは泡放射器による油火災の消火		✓	✓		
10. 呼吸具を装着しての煙の充満した区域での救助				✓	

応急訓練(初歩的な応急手当)

訓練内容

※ 必要に応じて、個社特有の事項を補足

事故又はその他の身体の緊急事態発生の際の応急措置

- ・負傷者及び事故の安全を脅かす脅威に対する処置の判断
- ・人体構造及び機能の認識
- ・非常事態に取るべき応急処置(負傷者の姿勢、蘇生技術、止血措置、基本的なショック時の処置等)

安全社会訓練(個々の安全及び社会的責任)

訓練内容

※ 個社特有の事項を補足

1. 非常時の手順の遵守(船舶の衝突、火災等非常時への対応、避難路・警報装置等)
2. 安全な作業の実施の遵守
3. 海洋環境の汚染防止のための予防措置
4. 疲労防止の理解と必要な措置
5. 船内の効果的なコミュニケーションへの貢献
6. 船内の良好な人間関係への貢献
7. 暴力、ハラスメント等防止対策

安全社会訓練(漁ろう)(個々の安全及び社会的責任)

訓練内容

※ 個社特有の事項を補足

1. 非常時の手順の遵守(船舶の衝突、火災等非常時への対応、避難路・警報装置等)
2. 安全な作業の実施の遵守 ※漁ろう設備及び漁具の安全な使用方法を含む
3. 海洋環境の汚染防止のための予防措置 ※漁具の梱包材等の排出による汚染防止措置を含む
4. 疲労防止の理解と必要な措置
5. 船内の効果的なコミュニケーションへの貢献
6. 船内の良好な人間関係への貢献

個々の生存技術【主なもの】

★救命胴衣なしで浮く



浮いて助けを待つ方法を習得する！

- ・浮力体を持たずに入水(海中)した際にも、生存率を高める

★救命胴衣の着用と使用



体温の低下を防ぐ体勢を覚える！

○入水後の動作(1人)

- ・放熱が大きい部位を水と接しなくさせる事で熱損失を抑える

全員で協力して生存の可能性を高める！

孤立しない／波にのまれない／発見の容易化



○入水後の動作(複数人:移動)

- ・救助者による発見を容易にする
- ・遭難者の孤立を防止する
- ・波にのまれる可能性を減らす
- ・全員で手を使って進む

※写真は講習実施のイメージ

全員で協力して生存の可能性を高める！



○入水後の動作(複数人:待機)

- ・救助者による発見を容易になる
- ・遭難者の視野を360度確保することにより、肉食生物から防御する
- ・負傷者の救護を容易にする
- ・生存へのモチベーションを上げる

★イマーシヨンスーツの着用と使用 ★水中への安全な飛び込み



イマーシヨンスーツを適切に使用して生存率を高める！

- ・スーツ内への浸水を防止する
- ・救助者による発見を容易にする
- ・遭難者の孤立を防止する
- ・波にのまれる可能性を低減する
- ・負傷者の救護を容易にする

安全な飛び込み姿勢を覚える!!



通常水面から1~2mの高さで実施。やむを得ない場合は姿勢を担保できる高さ(50cm前後)からの飛び込みも可

- ・救命胴衣、スーツに適した姿勢の確保、飛び込み方により、飛び込み時の衝撃を低減する
- ・飛び込み時の水面の安全環境を確保する
- ・飛び込み後速やかに退避する

★救命筏



筏はいつも正しく展開するとは限らない！

○反転した救命筏の復正

- ・復正における安全性を確保するとともに、速やかな復正を行う

水中からの乗り込みは簡単ではない！



○救命筏への乗り込みと初期行動

- ・適切な乗込、乗込補助を実施する
- ・乗り込み後の初期行動を確認する
- ・離船、救助、漂流、生存の一連の流れを確保する

※写真は講習実施のイメージ

防火と消火【主なもの】

火災の種類によって使用する消火器の種類は異なる。消火器で使用方法や消火方法も異なる。

★各種持運び式消火器の使用・小規模火災の消火



- ・3種類の消火器(粉末、炭酸ガス、泡)の性質と操作方法を習得する
- ・各消火器により、適切かつ安全な消火を実施する

★高発泡率の泡の充満した区域への侵入、通過



・消火後の要救助者の捜索を想定し、高発泡率の泡で滑りやすくなった区域を、滑って転ばないように、安全確認しながら侵入し、通過する。

足下は滑りやすく、また、見えない障害物で怪我をしやすい。

火災の輻射熱や煙を体感しながら消火することが必要！

★水放射等の使用・大規模火災の消火



- ・ノズルの役割と使い分け要領及びホースハンドリング方法を習得する
- ・ノズルと消火ホースにより適切かつ安全な消火を実施する
- ・輻射熱や煙の威力を体感する

★煙の充満した(模擬)居住区又は模擬機関室における消火



見えない中で消火は困難を伴う

・煙の充満した閉鎖区域で消火を実施する

★呼吸具を用いた消火活動、救助(煙の充満した閉鎖区域)



呼吸具の重さ、救助の大変さを体感する



- ・自蔵式呼吸具の使用方法を習得する
- ・呼吸具を装着して閉鎖区域で消火活動・要救助者を救助する

- ✓ 実技講習の訓練内容については、商船・漁船とも共通。
- ✓ ただし、内航船・漁船については、生存講習及び消火講習について、船舶の設備を勘案し、**各訓練に関連する設備の設置・搭載が船舶設備規則等で義務づけられていない船舶に乗り込む船員は、各訓練のうち関連する訓練内容について、視聴覚教材※を用いた講義により、次の表のとおり代替することが可能。**

※ 上記視聴覚教材は、国交省の確認を受けているものに限る。現在当該確認を受けている教材は次のとおり。
「STCW条約基本訓練(個々の生存技術・防火と消火)」【DVD等】((公財)海技教育財団発行)

設置・搭載義務のない設備		視聴覚教材で代替できる訓練内容	
生存講習	イマーシヨンスーツ	⇒	イマーシヨンスーツの使用・着用
	救命いかだ	⇒	救命いかだの復正※
消火講習	自蔵式呼吸具	⇒	自蔵式呼吸具を用いた消火活動・救助
	射水装置(消火ホース)	⇒	水放射等の使用・大規模火災消火
	アプリケーションノズル	⇒	消火でのアプリケーションノズルの使用

※救命艇を搭載している場合や自動復原式又は両面式救命筏を搭載している場合も代替可



- ✓ 代替された訓練がある場合は、「実技講習修了証明書」にその旨(代替された訓練の内容等)が記載されます。
- ✓ 訓練内容を代替された者が、代替された訓練に関連する設備を有する船舶に乗り組む場合には、当該船舶に乗船する前に当該代替された訓練を修了し、上記代替について記載のない「実技講習修了証明書」を受有する必要があります。

【参考】船舶安全法上の設備要件の概要

○：設備の設置等義務あり ×：設備の設置等義務なし

表中のトン数は(国内)総トン数

設備等	旅客船・漁船以外の船舶		旅客船		漁船
	近海区域	沿海区域【限定沿海除く】	近海区域	沿海区域【限定沿海除く】	
イマーシヨンスーツ	以下船舶が ○ 総トン数500トン以上 (限定近海除く)	×	○	×	以下船舶が ○ 総トン数500トン以上 又は 極海域を航行する24m以上 の漁船
自蔵式呼吸具	以下船舶が ○ ① 液化ガスばら積船 ② 液体化学薬品ばら積船 ③ 総トン数500トン以上の タンカー(限定近海除く) ③ ①～③以外の船舶で、 総トン数100トン以上 (車両甲板区域有)	以下船舶が ○ ① 液化ガスばら積船 ② 液体化学薬品ばら積船 ③ ①～②以外の船舶で、 総トン数100トン以上 (車両甲板区域有)	○	以下船舶が ○ ① 総トン数100トン以上※2 (車両区域有) ② 総トン数1,000トン以上 ※2(車両区域無)	以下船舶が ○ 総トン数1,000トン以上
消火ホース	以下船舶が ○ ① 液化ガスばら積船 ② 液体化学薬品ばら積船 ③ ①～②以外の船舶で、 総トン数300トン以上	以下船舶が ○ ① 液化ガスばら積船 ② 液体化学薬品ばら積船 ③ ①～②以外の船舶で、 総トン数300トン以上	○	○ 但し、総トン数100トン未満 ※2の旅客船で外面が赤色 の4個の消防用手おけ又は バケツを配置する船舶 は免除可	以下船舶が ○ 総トン数100トン以上
アプリケーション (水噴霧放射器)	以下船舶が ○ 総トン数500トン以上 (RORO※1貨物区域等有) (限定近海を除く)	×	○ 旅客定員36人以下は RORO※1貨物区域等有	×	×

※1 RORO:ロールオン・ロールオフ

※2 国際トン数証書を受有している旅客船は国際トン数